

三池港港湾計画書

—軽易な変更—

平成20年11月

三池港港湾管理者
福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|-------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 1. 臨港交通施設計画 | 2 |

変更理由

臨港道路における屈曲部の解消により交通の円滑化を図るため、
四山地区において、臨港交通施設計画を変更する。

1. 臨港交通施設計画

臨港道路における屈曲部の解消により交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道 路

臨港道路 四山線 [既定計画の変更計画(配置の変更)]
起点 四山地区小型船だまり
終点 臨港道路三池港南北線 2車線

既定計画

臨港道路 四山線
起点 四山地区小型船だまり
終点 臨港道路三池港南北線 2車線